

第2期花巻市障がい者活躍推進計画

花巻市長	花巻市議会議長
花巻市教育委員会	花巻市農業委員会
花巻市代表監査委員	花巻市選挙管理委員会

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 課題

花巻市においては、令和6年6月1日現在で、法定雇用率を満たしている状況にある。
今後も法定雇用率を満たしたうえで、障がいのある職員が能力を十分に発揮し、長期に定着できるよう組織体制を整備していく必要がある。

3 目標

(1) 採用に関する目標

各年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上とする。

(参照) 法定雇用率 令和7年4月 : 2.8%

令和8年7月以降 : 3.0%

【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を行う。

(2) 定着に関する目標

障がいのある職員の不本意な離職者を極力生じさせない。

【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、障がいのある職員の定着状況を把握する。

4 取組内容

各任命権者はそれぞれ次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備

ア 市長部局及び教育委員会は、障害者雇用推進者をそれぞれ選任する。

イ 障がいのある職員が5名以上勤務する市長部局及び教育委員会は、障害者職業生活相談員をそれぞれ選任する。

障害者職業生活相談員は、必要とされるスキルの習得のため研修を受講する。また、必要に応じて障がいのある職員と面談を実施し、状況把握を行い長期雇用を推進する。

ウ 障害者雇用推進者は、障がい者雇用に関する業務の統括を行い、障害者職業生活相談員と連携し、業務を推進する。

(2) 障がい者雇用推進チームの設置

障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、障がい福祉部門の職員、外部の有識者等で構成する障がい者雇用推進チームを設置し、本計画の取組状況の把握、検証等を行う。

(3) 職員研修の実施

障がいのある方が置かれている現状を把握し、差別の解消について認識を深めるため、職員を対象とした研修を実施する。

(4) 障がいのある職員の基本となる職務の選定・創出

障がいのある職員の能力、状況等を踏まえ、職務の選定・創出について検討する。

(5) 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職場環境

障がいのある方を雇用しようとするときは、配慮が必要な事項がないか確認を行い、可能な限りの配慮を行う。

イ 募集・採用

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

5 その他

毎年度策定する「花巻市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、総合的かつ計画的に推進することで、障がい者就労支援施設等への積極的な発注により、調達目標額の達成を図ることにより、障がいのある方の活躍の場の拡大を推進する。